

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

五島市長 出口 太

市町村名 (市町村コード)	五島市 (2 1 1)
地域名 (地域内農業集落名)	福江地区 (牟田土地改良区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農地については、基盤整備をしていないため狭い農地や圃場に入る道が狭いところが多く、また形も悪いため作業効率が悪い。・棚田、段々畑で農機具が入りにくい。・人材については、高齢化等で担い手不足のため、今後耕作放棄地が増える可能性があり、改善が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者のほか、入作を希望する他地区の認定農業者や認定新規就農者、法人等の受入れ促進や基盤整備などの実施により耕作放棄地の解消に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	65 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	65 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農地バンクへの活用により、担い手(認定農業者、法人)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者にも農地利用を進める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者のほか、入作を希望する他地区の認定農業者や認定新規就農者、法人等の受入れ促進により対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・作業の効率化や貸借契約事務の簡素化を図るため、機構を活用した経営農地の集約化を目指す。 ・中心経営体が病気や怪我などの事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることが出来るよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・未整備農地は、生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAや土地改良区と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、ドローンを使用した共同防除等について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策として、地域による目撃情報を積極的に情報共有し、ワイヤーメッシュ柵等の防護柵等の設置や捕獲体制の構築等に取り組む。②市が進めるオーガニックビレッジ宣言とも連携して、地域内での有機や減農薬・減肥料栽培の拡大を推進する。

⑦保全・管理(災害対策への取組方針)等として、台風などによる水害防止のため、排水施設などの整備に取り組む。基盤整備をした圃場(水田)において、暗渠工事に取り組む。共済保険への加入促進に取り組む。